

農地中間管理事業の推進に関する基本方針

香 川 県

平成26年3月制定

平成28年9月改正

令和5年4月改正

本県は、農家1戸当たりの経営規模が零細であり、ほ場整備率も低く、他県に比べて生産基盤が脆弱ではあるが、恵まれた自然条件や地理的条件を生かし、米と園芸作物などを組み合わせた複合的な経営や、施設園芸などの集約的な経営が展開され、経営規模の零細性を補う土地生産性の高い農業が展開されてきた。

しかし、近年の農業従事者の高齢化や減少などを背景として、耕作条件の悪い中山間地や島しょ部のみならず、比較的條件に恵まれている平坦部においても遊休化が進んでおり、本県の耕作放棄地は年々増加傾向にある。また、担い手への農地の集積率も3割程度であり、全国平均より低い状況にある。

今後、県民が安心して暮らせる元気な農業・農村を実現するためには、農業・農村の担い手を確保・育成するとともに、これら担い手への農地集積をより一層加速化させ、本県農業を持続可能な構造へと改革していく必要がある。

このため、県では、認定農業者等の地域の核となる担い手を育成するとともに、地域の農業を支える多様な人材を育成し、関係機関と連携しながら農地中間管理事業を積極的に推進して、これら担い手への農地の集積・集約化を促進するものとする。

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

項 目	現在 (令和3年度)	令和12年度
担い手 ^{注)} の集積率	30.8%	67%程度

注) 担い手とは、「認定農業者」、「認定新規就農者」、「基本構想水準到達者」及び「集落営農組織」をいう。

2 農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

	現 在 (令和3年度)	令和12年度
各担い手の利用する団地(連続して作業ができるほ場)の平均面積	—	現在の2~3倍程度 の面積に拡大
遊休農地面積 ^{注)}	1,113ha	解消に向けて努力

注) 農林水産省「遊休農地に関する措置の状況に関する調査(再生利用が可能な荒廃農地(A分類))」

3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約化と遊休農地の発生防止・解消を進める中核的な事業体として位置づけ、関係機関との連携を密にして、最大限に活用する。
- (2) 農用地利用集積等促進計画等と連動させることにより、各市町で策定する地域計画の実現に向けて、効率的かつ効果的に推進する。

4 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項

- (1) 農地中間管理機構は、市町等に農用地利用集積等促進計画案の作成を求めることを基本とする。
- (2) 農業協同組合、土地改良区、民間企業等については、その能力、実績等からみて、農地中間管理機構から委託された業務を適切に行うことができると認められる場合に委託を認めることとする。
- (3) 農地の斡旋や調整等を行うため、農地中間管理機構が農地集積専門員を各地域に配置し、担い手への農地集積・集約化を促進することとする。

5 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策に関する事項

- (1) 地域計画の策定・見直しや、農用地集積等促進計画等の作成にあたり、地域の関係者に農地中間管理機構の活用方法等について、周知徹底を図る。
- (2) 農業生産部門と土地改良部門の連携を強化して、農地中間管理事業による農地集積と集落営農の組織化・法人化、基盤整備を一体的に推進し、地域ぐるみの農地の面的集積を促進するとともに、担い手ごとに分散している農地の集約化を図る。

6 関係機関との連携及び協力に関する事項

農地中間管理機構が、香川県農業会議、農業関連団体、農業者組織等と協定を締結し、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化に連携・協力するとともに、県及び市町がその活動を支援することにより、農地中間管理機構の活用を図る。